

令和3年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条の規定により、令和2年度奈良県食品衛生監視指導計画を策定します。

1 目的

食品衛生を確保することにより、県民の健康の保護を目的とします。

2 実施対象

奈良県内全域(奈良市を除く)

3 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

4 監視指導実施にあたっての基本的方針

- (1)食品に起因する健康危害の防止に努めます。
- (2)食品等の規格基準、食品表示基準の遵守徹底を図ります。
- (3)食の安全安心に関する情報発信と食品衛生知識の普及啓発の推進に努めます。
- (4)食品等事業者の自主衛生管理の促進及びHACCPに沿った衛生管理の実施確認に努めます。
- (5)食品の試験検査の実施に努めます。

5 実施体制

- (1)県内の4保健所(郡山、中和、吉野、内吉野)及び食品衛生検査所の食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が、施設及び食品等事業者に対し直接、監視指導を実施します。
- (2)県内の2カ所の食品衛生検査施設(保健研究センター、食品衛生検査所)が食品に係る試験検査を実施します。
- (3)文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課が監視指導計画の策定、県民への食品衛生に関する情報提供や公表及び国、地方自治体及び県庁内関係部局等との連絡調整を実施します。

6 昨年度計画からの主な変更点

- (1)記載方法の修正
読みやすく、理解しやすいよう短い文章で記載することとし、全体の記載内容の見直しを行いました。
- (2)重複箇所の見直し
できるかぎり重複する内容がないよう修正を行いました。
- (3)食品衛生法改正への対応について
食品衛生法改正への対応が適切に行われるよう衛生管理計画の作成などの指導・助言に努めること、完全施行後の取組状況の確認について記載しました。
- (4)年間標準監視指導回数の業種等区分の修正
令和3年6月から営業許可業種が再編されるため、従来の営業許可業種を記載する方法から、どのような施設を重点的に監視するべきであるかリスクに応じた内容に修正しました。
- (5)県民との意見交換(リスクコミュニケーション)について
従来実施していたシンポジウムや意見交換会について、新型コロナウイルス流行により開催が困難となることが予想される。令和3年度は、動画配信などのインターネット等を利用して、情報発信に努める

よう修正しました。

(6) 収去検体数について

保健研究センター実施分

令和2年度 総数457検体
令和3年度 総数428検体

市場食品検査課実施分

令和2年度 総数414検体
令和3年度 総数438検体

外部検査機関実施分

令和2年度 総数8検体
令和3年度 総数5検体

参考

各保健所と食品衛生検査施設



関係機関の連携体制

